

荒廃農地所有者調査について

新居浜市農業委員会事務局

農地パトロールの様子





利用意向調査について

平成26年度	平成27年度
市内在住	市内、市外
自作地	自作地、小作地
生存している	生存、死亡を問わず全員

宛所に尋ねあたりませんと返還された人に関して調査を行う。

住所地の市・区から、本籍つきの住民票を取り寄せる。



本籍の市・区に戸籍の請求を行う。



転居の場合、新住所地へ利用意向調査を送付

死亡の場合、相続人が確定し、農地の利用意向調査を送付



農業委員より提案 ⇒ 大型トラクター等の利用のお願いを同封

新居浜市耕作放棄地解消促進事業にかかる 大型トラクター等の利用のお願い

耕作放棄地解消を目的に新居浜市とJA新居浜市が一体となって取り組む補助事業で使用する大型トラクター等の機械を昨年導入しました。

導入機械種類・利用可能耕作放棄地・利用料は次の通りです。

◎導入機械の種類



①トラクター(40馬力)+②ロータリーイセキ



③フレールモア(草刈機) ニプロ

◎利用可能耕作放棄地

- この機械の利用可能耕作放棄地は、各支所共同機械で耕起等の作業が困難な耕作放棄地です。
- なお、共同機械で耕起作業等が困難な耕作放棄地でも、面積や形状、また場所等により利用できない場合もあります。

◎利用料

①フレールモアによる草刈作業	(10a当り)	8,000円(税込)
②ロータリーによる耕起作業	(10a当り)	10,000円(税込)
③上記①と②の作業をセットで申し込みした場合	(10a当り)	16,000円(税込)

ご不明な点につきましては、経済事業部【担当】石川・塩見(電話 41-5701)までお問い合わせください。

効果があった点

- ・所有者、耕作者が死亡の場合、相続人を特定できるので、農地の管理を依頼することが可能である。
- ・全荒廃農地に意向調査ができた事で、農地の有効活用ができる。
- ・相続財産の確認ができた事により、荒廃農地を管理してくれるようになった。

問題点

- ・市外在住の人の調査に時間がかかる。
- ・所有者不明の農地が想定され、その対応。
- ・荒廃農地のため、すぐに農地として利用ができない。
- ・貸したい希望があっても、借りたい希望がない。
- ・所有者死亡の農地を貸す場合、相続人全員の同意が必用な場合があり、全員の同意の確認。
- ・条件が悪い農地のため、荒廃農地になっている。

